


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例 東大和市職員の給与に関する条例施行規則				
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由 平成27年東京都人事委員会勧告に準じた、給与改定等を実施する。 改正地方公務員法第25条に基づき、等級別基準職務表（給料表の職務の級の適用を受ける職員について、基準となる職務を示した表）を条例で規定する。						
(2) 主な改正内容 《東大和市職員の給与に関する条例の一部改正》 1 例月給を0.12%引上げる。 2 特別給（賞与）を0.10月（再任用0.05月）引上げ、勤勉手当に配分する。 3 等級別基準職務表を別表として新たに加える。 《東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（H27 条例第5号）の一部改正》 4 地域手当の支給割合が平成28年度から条例本則の12%となることに伴い、現給保障、及び地域手当の措置に関する期間を「平成30年3月31日まで」から「平成28年3月31日まで」に改める。						
(3) 施行日 公布の日 ただし、3に係る改正規定は、平成28年4月1日施行 ※1及び2に係る改正規定は平成27年4月から遡及適用						
(4) 影響及び効果 地域の実情を反映した、職員の東京都人事委員会の勧告に準じた公民較差の是正と同様の対応となる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 平成27年 8月 6日 人事院勧告 平成27年10月16日 東京都人事委員会の勧告 平成28年 1月26日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布 平成28年 2月 3日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成28年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。